

# クオミル(評価用) 利用規約

本利用規約(以下、「本規約」といいます。)は、「クオミル」(以下、「本ソフトウェア製品」といいます。)について、お客様(個人または法人のいずれであるかを問いません。)とテクマトリックス株式会社(以下、「弊社」といいます。)との間に適用される利用規約です。本規約を本ソフトウェア製品を利用する前に注意深くお読みください。弊社はお客様が本規約のすべての条項に同意した場合のみ、お客様に対して本ソフトウェア製品の利用を許諾します。

## 第一章 総則

### 第1条(契約の適用)

1. 本規約は、本ソフトウェア製品を評価・試用を目的として利用するにあたり、本規約第3条(定義)に定義する申込者および利用者に適用されるものとします。
2. 弊社は、本規約とは別に本ソフトウェア製品のユーザードキュメント／マニュアルや個別のドキュメントで特約を定める場合があり、当該特約等は本規約の一部を構成します。本規約と当該特約等が異なる場合には、当該特約等が優先するものとします。

### 第2条(契約の変更)

弊社は、申込者および利用者の承認を得ることなく、弊社が適当と判断する方法で申込者に通知することにより、本規約を変更できるものとします。この場合、変更後の本規約は当該通知時点または本変更後の本規約で定める変更日をもって変更され、本ソフトウェア製品の提供条件は変更後の本規約によります。

### 第3条(定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 本ソフトウェア製品：弊社が開発し、提供するソフトウェア開発支援ダッシュボードツールであるクオミル(英語表記：Quomiru)
2. 利用契約：本規約に基づき本ソフトウェア製品を利用するための契約
3. 申込者：本ソフトウェア製品の利用を申し込んだ法人または事業者(契約時に指定した会社名・団体名として登録された事業者)
4. 利用者：本ソフトウェア製品を利用する者
5. ログイン名：利用者が本ソフトウェア製品を利用するためのID

## 第二章 クオミルについて

### 第4条(ライセンスの許諾)

1. 利用契約の定めに従わることを条件として、弊社は利用者に対し、本ソフトウェア製品を限定的、非独占的、譲渡不可、サブライセンス不可にて評価・試用を目的として利用することを許諾(以下「ライセンス」といいます。)します。申込者および利用者は、ライセンスが期間限定の契約であり、利用契約がライセンスを許諾する唯一のものであり、ライセンスの販売を可能にするものではないことを認め、同意します。申込者および利用者は、契約によっても著作権保護法の規定によつても、ライセンスを再販する権利を有することはありません。
2. 1ライセンスにつき、1台のコンピュータ内の1つのオペレーティングシステム(以下、「OS」といいます。)にセットアップして使用することができます。なお、1台のコンピュータ内に複数のOSが存在し、それぞれに本ソフトウェア製品をセットアップする場合には、OSの数に対応した数のライセンスが必要です。
3. 申込者および利用者は、本ソフトウェア製品を販売、再販、再許諾、レンタル、リース、譲渡または継承することはできません。
4. 本ソフトウェア製品に付属するユーザードキュメント／マニュアルは、内部的に非商業目的で参照する場合に限り、使用することができます。本規約に規定されている場合を除き、ユーザードキュメント／マニュアルの複製、転記、販売、再販、再許諾、レンタル、リース、譲渡または継承することはできません。
5. 本ソフトウェア製品の利用許諾区域は、日本国内とします。
6. 弊社は、事由の如何を問わず、本ソフトウェア製品の内容の一部または全部の変更、追加および廃止をすることができます。

7. 利用者は、プログラムコードを他の形式のコードに変換(逆コンパイル)したり、弊社コンテンツ等を解析しソースコードを明らかにするリバースエンジニアリングなどを行うことは認められていません。
8. 利用者は、本ソフトウェア製品で提供または表示されている著作権表示、シリアル番号、その他の情報や機能を削除または変更することは認められていません。

## **第 5 条(著作権)**

本ソフトウェア製品、本ソフトウェア製品で提供される画像、文章、映像等のコンテンツ(以下「弊社コンテンツ等」といい、利用者が本ソフトウェア製品上に保存した情報等を除くものとします。)の知的財産権ならびに著作権は、弊社、弊社に利用許諾を行う第三者その他権利者に帰属します。本ソフトウェア製品に基づき利用者が有する権利は、第4条(ライセンスの許諾)に規定する権利に限定され、弊社コンテンツ等に関する一切の権利は利用者に付与されません。これは、利用者が弊社コンテンツ等の複製を作成する権利を持たないことを意味します。

## **第 6 条(免責事項)**

1. 弊社は、本ソフトウェア製品、ならびに利用者が本ソフトウェア製品を利用することによって本ソフトウェア製品で生成されたデータ、文章、画像等の一切(以下「クオミル生成物」といいます。)に関し、明示または默示を問わず、その他の一切の保証をしないものとします。
2. 本ソフトウェア製品、ならびにクオミル生成物は、「現状のまま」で提供され、それらに誤りのないことについて、法令上の保証その他の保証を問わず、いかなる内容の保証もなされません。申込者ならびに利用者は、本ソフトウェア製品の品質、性能、信頼性、正確性と、本ソフトウェア製品によりもたらされる結果すべてに対して、責任を負うものとします。
3. 弊社は、本ソフトウェア製品、ならびにクオミル生成物について、商品性、特定目的への適合性または権原に関する默示の保証、その他すべての默示の保証および表明をしないものとします。
4. 弊社は、本ソフトウェア製品の提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、本ソフトウェア製品を通じて登録、提供される情報等の流出もしくは消失等、またはその他本ソフトウェア製品に関連して発生した申込者および利用者の損害について、弊社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。
5. 弊社は、本ソフトウェア製品、ならびにクオミル生成物に関し、次の(1)から(5)について保証をしないものとします。
  - (1) それらに誤りがないこと
  - (2) 作動に中断が生じないこと
  - (3) すべてのプログラムエラーが修正されること
  - (4) 本ソフトウェア製品以外のソフトウェア、あるいは本ソフトウェア製品以外が生成するデータと互換性があること
  - (5) 申込者あるいは利用者の要望を満たすこと

## **第三章 契約**

### **第 7 条(利用契約の成立)**

1. 本ソフトウェア製品は、本ソフトウェア製品の利用を申込者および申込者と同一企業あるいはプロジェクトに所属する利用者のみが利用することができるものとします。
2. 申込者は、本規約の内容を確認し、承諾した上で、別途弊社の指定する方法で本ソフトウェア製品の利用を申し込むものとします。
3. 弊社は、申し込みの受領後、速やかに申し込みの審査を行い、申し込みを承諾する場合、申込者に対して、電子メールにてライセンスの通知を行います。ライセンスの通知を以って本規約に基づき利用契約が成立したものとします。なお、利用契約の成立は、ライセンスの通知メールが送信された日とします。
4. 弊社は、本ソフトウェア製品の利用を許諾するにあたり弊社所定の審査を行う場合があります。弊社は、審査の結果、本ソフトウェア製品の利用をお断りする場合がありますが、その理由を説明または開示する義務を負いません。
5. 申込者は、本規約を利用者に遵守させ、万一利用者が本規約に違反した場合、弊社は、申込者に催告することなく直ちに利用契約を解約することができるものとします。

## 第 8 条(利用契約期間)

利用契約期間は、ライセンスの通知メールに記載された利用開始日から 30 日間とします。

## 第 9 条(利用契約の変更)

利用契約期間中、申込者ならびに利用者は本ソフトウェア製品の利用契約内容の変更を行うことはできません。

## 第 10 条(ログイン名、パスワードの管理)

1. 利用者は、ログイン名(メールアドレス)およびパスワードの第三者利用、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入、開示等をしてはならないものとします。ただし、申込者が本ソフトウェア製品を利用するプロジェクトに従事する取引先等に本ソフトウェア製品を利用させる場合は除きます。
2. 利用者によるログイン名(メールアドレス)およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は申込者および利用者が負うものとし、弊社は一切責任を負いません。

## 第 11 条(弊社が行う契約の解約)

申込者または利用者が以下の各号の一に該当する場合、弊社は、事前に催告することなく、直ちに当該申込者および利用者への利用契約を解約することができるものとします。

- (1) 第 13 条(禁止事項)の行為を行った場合
- (2) 弊社への申告、届出内容に虚偽があった場合
- (3) その他、本規約に違反した場合
- (4) その他、申込者および利用者として不適切と弊社が判断した場合
- (5) 反社会的勢力に該当、またはその恐れがあると弊社が判断した場合
- (6) 反社会的勢力に資金を提供する等反社会的勢力との関係があると弊社が判断した場合
- (7) 申込者が法人の場合で次の各号に該当する場合
  - (ア) 実際に従業員、事務所等が存在せず、業務が停止していると認められるとき
  - (イ) 監督庁より営業の取り消し、または停止等の処分を受けたとき
  - (ウ) 手形・小切手が不渡りになったとき
  - (エ) 破産、民事再生または会社更生法の申し立てがあったとき
  - (オ) 財産状況が悪化し、またはその恐れが認められる相当の理由があるとき
  - (カ) 解散または事業が廃止になったとき

## 第五章 利用者の注意

### 第 12 条(利用者の責任)

1. 申込者および利用者は、本規約、ユーザードキュメント／マニュアル、別途定める特約およびその他弊社が隨時通知する内容に従い、本ソフトウェア製品を利用するものとします。
2. 申込者および利用者は、本ソフトウェア製品を通じて発信または受信する情報につき一切の責任を負うものとし、弊社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
3. 本ソフトウェア製品の利用に関連して、申込者および利用者が他の利用者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または、申込者および利用者が他の利用者もしくは第三者と紛争が生じた場合、当該申込者または利用者は自己の費用と責任で解決するものとし、弊社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
4. 申込者および利用者が本規約に違反したまたは本ソフトウェア製品の利用に関連して、弊社または第三者に損害を及ぼした場合、申込者および利用者は、弊社または当該第三者に対し、かかる損害を賠償するものとします。ただし、申込者および利用者の責に帰すべき事由による場合を除くものとします。

### 第 13 条(禁止事項)

申込者および利用者は、本ソフトウェア製品の利用に当たって次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本規約、ユーザードキュメント／マニュアル、その他別途定める特約に違反する行為
- (2) 他の利用者、第三者もしくは弊社の知的財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他の利用者、第三者もしくは弊社の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (4) 他の利用者、第三者もしくは弊社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- (5) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
- (6) 反社会的勢力との関わりをもつ行為、またはそのおそれのある行為
- (7) 本ソフトウェア製品を、第三者に対する研修、商用タイムシェアリング、または有償目的で使用する行為
- (8) 本ソフトウェア製品のベンチマークテストの結果を第三者に開示する行為
- (9) 本ソフトウェア製品の信用を失墜させる行為
- (10) ログイン名(メールアドレス)およびパスワードを不正に使用する行為
- (11) コンピューターウィルス等有害なプログラムを本ソフトウェア製品を通じて、または本ソフトウェア製品に関連して使用、もしくは提供する行為、チーフメール・スパムメール等の送信を目的とする行為
- (12) 無限連鎖講・ネットワークビジネス等の勧誘行為、ならびに個人情報の収集行為
- (13) 差別・誹謗中傷、名誉または信用の毀損につながる行為、ならびに人種的・民族的・宗教的に不快感を与える行為
- (14) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為
- (15) その他、弊社が不適切と判断する行為
- (16) 類似品を開発し販売する目的で使用する行為

#### **第 14 条(設備等の準備)**

申込者および利用者は、通信機器、ソフトウェア、その他これに付随して必要となるすべての機器の準備および回線、利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入、その他本ソフトウェア製品を利用するためには必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。

#### **第六章 雜則**

#### **第 15 条(責任)**

弊社は、事由の如何にかかわらず、申込者および利用者が本ソフトウェア製品を利用できないために、あるいは、利用したために生じた損害、弊社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく申込者および利用者の損害その他の損害について、一切の責任を負わないものとします。なお、弊社が、本規約または利用契約に違反し、申込者および利用者に対する損害賠償義務を負う場合、弊社は申込者および利用者に現実に生じた通常の損害に対してのみ責任を負うものとし、弊社の予見の有無を問わず、申込者および利用者の逸失利益および間接損害等の特別の事情により生じた損害については、申込者および利用者に対する損害賠償を負わないものとします。

#### **第 16 条(秘密保持)**

弊社および申込者は、本ソフトウェア製品ならびにライセンスに関して知り得た相手方の秘密情報を第三者に漏洩しないものとし、申込者においては利用者に漏洩させないものとします。ただし、相手方から事前の書面による承諾を得たうえで開示する場合、および法令の定めるところにより、国または地方公共団体から義務により開示を求められた場合はこの限りではありません。なお、相手方から提供もしくは開示がなされたときに既に公知であった情報、相手方から提供もしくは開示された後自己の責めに帰せざる事由により公知となった情報、権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得した情報、秘密情報によることなく単独で開発した情報については秘密情報から除外するものとします。

#### **第 17 条(個人情報の取り扱い)**

弊社は、本ソフトウェア製品の利用に伴って利用者より提供を受けた個人情報について、弊社が定める個人情報保護方針(セキュリティポリシー)( [https://www.techmatrix.co.jp/company/privacy\\_policy.html](https://www.techmatrix.co.jp/company/privacy_policy.html) )に則って取り扱うとともに、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護に関するガイドライン等の指針、その他個人情報保護に関する関係法令を遵守します。

## 第 18 条(分離性)

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

## 第 19 条(準拠法)

利用契約及び本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

## 第 20 条(紛争の解決)

1. 本ソフトウェア製品に関連して申込者および利用者と弊社との間で問題が生じた場合には、申込者と弊社で誠意をもって協議し解決するものとします。
2. 協議による解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

### 附則

本契約は 2025 年 8 月 1 日に施行します。

以下余白